

町民税・所得税の申告期間は 2月16日(火)～3月15日(火)です

相談会場 文化会館 集会室
申告相談 午前9時～正午、午後1時～4時
 (受付は、午前8時～午後4時)
 ※期間中の土・日曜日を除く毎日

今年も申告の時期が近づいてきましたが、準備はお済みですか。

この申告は、平成27年中の所得を申告するもので、平成27年分の所得税、平成28年度の町民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

申告期間中は、大変混雑します。地区割日程表を参考にお早めに申告されますようご協力をお願いします。

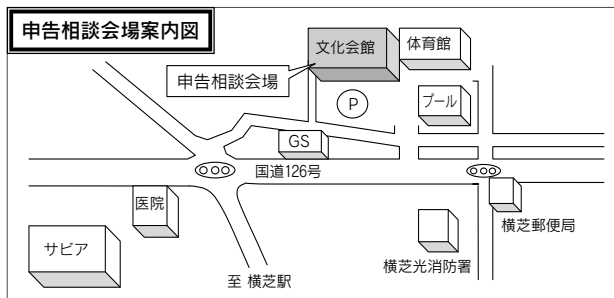
なお、「町民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認いただき、申告してください。

下記の申告相談は、町では受けられないので、東金税務署へお願いします。

記入済の申告書は、提出のみ税務課と文化会館で受け付けます。

- ・青色申告
- ・消費税
- ・土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ・雑損控除 ・贈与税 ・相続税

※町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。



所得税の確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産や、株式等の資産を譲渡した方
- 土地、建物、株式等の譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得のある方で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をしなかった方

- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得がある方で、年金以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 勤務先での年末調整から、収入と控除額に変更がある方

※給与所得者や年金所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。

なお、給与所得者や公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得(退職所得を除く)も申告する必要があります。

町民税の申告が必要な方

- 平成28年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町民税の申告をお願いします。
- 営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ(※)支払報告書が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ(※)支払報告書が提出されていない方

○地区割日程表

とき	地区割
2月17日(水)	大総地区・東陽地区
2月18日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月19日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(月)	上堺地区・白浜地区
2月23日(火)	大総地区・東陽地区
2月24日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月25日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月26日(金)	上堺地区・白浜地区

※都合の悪い方は、他の日でも相談できます。